

EUにおける我が国会計基準の同等性評価の進展状況

(CESRによる同等性評価の公表)

1. 概要

(1) EU(欧州連合)では、2007年1月以降、EU域内で資金調達を行う外国企業に、IAS(国際会計基準)又はこれと同等の会計基準の使用を義務づけ。

(2) 欧州委員会(EC)が、2005年末又は2006年初めまでに、日本・米国・カナダの各会計基準について、IASとの同等性評価を最終決定する予定。(参考1)

(3) 金融庁は、以下の観点から、これまで我が国の官民関係者と緊密に連携・協力しつつ、EUに対して、我が国会計基準の同等性を認めるよう、働きかけ。

①我が国会計基準の国際的信頼性に関わる問題(マクロ的観点)

②日本企業等のEU資本市場へのアクセス可能性に関わる問題(ミクロ的観点)

(注)2005年3月末現在で、我が国の少なくとも約220の証券発行者(うち株式上場企業約54社)がEU資本市場において証券を上場。

2. CESRの技術的助言の公表

(1) CESR(欧州証券規制当局委員会)は、日・米・加の各会計基準の同等性評価について、7月5日に、ECに対する技術的助言を公表。

(注)CESRは、4月27日付けで助言案を公表。これに対して、金融庁等の我が国関係機関は、公聴会への参加(5月18日)やパブリック・コメント・レター発出(5月27日)を通じて、意見。

(2) CCSR助言は、日本基準について、米国・カナダ各基準とともに、以下の評価。

①全体として「同等」(助言案を維持)

⇒ 我が国会計基準がこれまでの整備・改善を通じて国際的にも質が高く信頼できるものとなっていることを認知。

②一定の補完措置(会計基準の重要相違に係る補完的情報開示)の要求(参考2)

⇒ 日本企業等の負担を考慮(助言案を多少修正:参考3)

・会計基準の重要相違リスト項目の若干の縮小(27項目⇒26項目)

(注1)米国基準(19項目⇒19項目)、カナダ基準(16項目⇒14項目)。なお、日本基準と米国基準は18項目が共通。また、日米で、追加開示B(定量的影響の開示)9項目はすべて共通。(参考4)

(注2)補完措置の要否は個別企業毎に判断されるため、企業等に上記項目が必ずすべて適用されるものではない。

・SPE(特別目的事業体)については非連結の適格SPEの連結化に限定(日・米・加共通)

・助言案に盛り込まれていた「会計基準の重要相違の包括条項(注)」の例外化

(注)会計基準の重要相違リストに掲載されていない項目であっても当該企業等にとって個別に重要相違と判断される場合には補完措置が必要とするもの。

・追加開示の分類の整理

(開示A・開示B・開示Cの3分類⇒開示A・開示Bの2分類)

・個別の証券発行者が補完措置の要否を判断するための基準(関連性・重要性)の更なる説明

3. 今後の見通し

(1) 今後、EC(欧州委員会)において、同等性評価の最終決定(2005年末又は2006年初め)に向けて検討。

(2) 引き続き、国内関係機関と緊密に連携・協力して、適切に対応。

(以上)